

○山形県警察用航空機の運用等に関する訓令

平成5年10月8日

本部訓令第19号

改正 平成6年10月28日本部訓令第23号

平成12年11月7日本部訓令第15号

平成21年4月1日本部訓令第13号

平成30年3月12日本部訓令第5号

令和3年8月31日本部訓令第11号

令和4年3月8日本部訓令第5号

注 平成30年3月から改正経過を注記した。

山形県警察航空機使用管理に関する訓令（昭和63年3月本部訓令第2号）の全部を改正する。

目次

第1章 総則（第1条—第11条）

第2章 運用（第12条—第25条）

第3章 点検整備（第26条—第28条）

第4章 事故発生時の措置（第29条—第31条）

第5章 雑則（第32条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この訓令は、警察用航空機（以下「航空機」という。）の運用及び整備等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（準拠）

第2条 航空機の運用及び整備等に関しては、航空関係法令、警察用航空機の運用等に関する規則（昭和37年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）及び警察用航空機の運用等に関する細則（平成4年警察庁訓令第16号。）に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

（定義）

第3条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意味は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 航空業務計画 規則第4条第3項に基づき、警察本部長（以下「本部長」という。）が航空業務を推進するため、毎年度示す諸計画をいう。

(2) 航空基地 航空隊の活動の本拠で、山形県警察が航空機の管理運用のため設置した事務所、格納庫、エプロン、誘導路及びこれらに付属する施設をいう。

（一部改正〔令和4年本部訓令5号〕）

（管理責任者）

第4条 警察本部に管理責任者を置く。

2 管理責任者は、警備部長とする。

3 管理責任者は、警察本部長の命を受け、航空基地及び航空機等（規則第2条第2号に規定するものをいう。以下同じ。）の運用及び整備等に関する事務を統括する。

（一部改正〔令和4年本部訓令5号〕）

（運用管理者）

第5条 管理責任者の下に運用管理者を置く。

2 運用管理者は、警備部警備第二課長とする。

3 運用管理者は、航空機の効果的運用及び安全運航に関する事務を掌理する。

（一部改正〔令和4年本部訓令5号〕）

（航空隊長）

第5条の2 航空隊長は、航空隊員の運用、指揮監督及び指導教養を適切に行うものとする。

（追加〔平成30年本部訓令5号〕）

（運航責任者）

第6条 運航責任者は、管理責任者が航空従事者である警察官の中から指定する者とする。

2 運航責任者が不在又は事故あるときは、管理責任者の指定する者が運航責任者の業務を行うものとする。

（一部改正〔平成30年本部訓令5号〕）

（安全担当者）

第7条 安全担当者は、航空隊長が指定する。

（勤務に関する事項）

第8条 規則第11条に規定する勤務に関する事項についての準則は、航空業務計画で示すものとする。

（一部改正〔令和4年本部訓令5号〕）

（航空機による活動）

第9条 航空機による活動は、災害その他の場合における警備実施のほか、警ら、遭難者の捜索救助その他の警察業務の支援等とする。

(一部改正〔令和4年本部訓令5号〕)

(臨時発着場の指定)

第10条 規則第18条に定める臨時発着場は、警察署長(以下「署長」という。)の選定した場所の中から、本部長が指定するものとする。

2 臨時発着場の設定及び使用に関する事項は、別に定める。

(基地防護計画)

第11条 運用管理者は、航空基地における火災その他の事故防止に努めるとともに、非常の場合における航空基地及び航空機の防護に必要な計画を策定しなければならない。

第2章 運用

(運用)

第12条 航空機は、航空業務計画に基づき、警察活動に効果的に運用するものとする。

2 航空機の運用区分は、次の各号に掲げるものとし、その内容は当該各号に定めるとおりとする。

(1) 警備 災害警備、警備実施、警備事件捜査、警備訓練その他警備活動

(2) 警ら活動 警ら及び訓練飛行

(3) 特別活動 緊急配備活動、初動措置活動、救難活動及び自隊用務

(4) 警察業務の支援活動等 警備部門以外の部門の要請による当該業務の支援のための活動、応援派遣及び行政支援のための活動

(一部改正〔令和4年本部訓令5号〕)

(航空業務計画の策定)

第13条 運用管理者は、航空業務計画の大綱を策定しなければならない。

2 所属長は、翌年度の年間航空機運用要請書(別記様式第1号)を作成し、本部長に提出するものとする。

3 航空隊長は、前項に規定する年間航空機運用要請書等を勘案して航空業務計画を立案するとともに、規則第8条第2項に定める諸計画を作成し、運用管理者を経由して本部長の承認を受けなければならない。

(一部改正〔令和4年本部訓令5号〕)

(月間運用計画)

第14条 所属長は、航空機を運用する計画がある場合は、運用する月の前月20日までに月

間航空機運用要請書（以下「要請書」という。）（別記様式第2号）により、管理責任者に連絡しなければならない。

- 2 航空基地及び本部長の指定した臨時発着場以外の場所を使用するときは、要請書に当該場所の所有者又は管理者の臨時発着場としての使用承諾書を添えて、使用する日の20日前までに連絡するものとする。
- 3 管理責任者は、月間航空機運用計画書（別記様式第3号）を策定し、本部長の承認を得て各所属長に通報するものとする。

（一部改正〔令和4年本部訓令5号〕）

（緊急業務等に伴う運用計画）

第15条 所属長は、緊急を要する業務がある場合、電話その他の方法により管理責任者に連絡し、事後速やかに前条の要請書を提出するものとする。

- 2 航空隊長は、警察無線その他により緊急事案を認知したときは、運用管理者の指示を受けて、速やかに事案に対応するものとする。

（運用承認）

第16条 本部長は、航空機の運用に当たっては、運用日時、目的、飛行経路、飛行時間、離着陸場所等について審査し、適当と認めるときは、その運用を承認するものとする。

- 2 前項の承認は、前条の場合を除き、月間航空機運用計画書の内容をもって承認したものとみなす。

（事前の連絡調整）

第17条 所属長は、航空機の運用承認を受けたときは、あらかじめ運航責任者と必要な細部事項について連絡調整を行わなければならない。

（飛行安全基準）

第18条 航空隊長は、安全運航上必要があると認めるときは、運用管理者の承認を得て、飛行安全基準を定めることができる。

- 2 航空従事者は、飛行安全基準を遵守し、安全な飛行に努めなければならない。

（飛行計画の策定等）

第19条 機長は、飛行前に搭乗者と必要な打合せを行った上、飛行計画を策定し、運航責任者の承認を受けるものとする。

- 2 機長は、飛行中の気象の急変、機体の変調等のため計画どおりの飛行が困難であると認められる場合のほかみだりに飛行計画を変更してはならない。
- 3 機長は、飛行後、飛行記録及び無線業務日誌（別記様式第4号）により、その結果を運

用管理者に報告するものとする。

(一部改正〔令和4年本部訓令5号〕)

第20条 削除

(搭乗者の遵守事項)

第21条 搭乗者は、機長の指示に従うとともに、別表に掲げる「航空機搭乗者心得」を遵守しなければならない。

(臨時発着場等の安全措置)

第22条 運用管理者は、航空機の運航に当たり、臨時発着場を使用する必要があるときは、その都度事前に、当該臨時発着場の所在地を管轄する署長に、使用目的、日時その他必要事項を連絡しなければならない。

2 署長は、管轄区域内の臨時発着場が航空機の離着陸に使用される場合には、別に定めるところにより、安全を確保するための措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、緊急用務その他やむを得ない事情のため、航空機が臨時発着場以外の場所を離着陸に使用する場合において準用する。

(運用結果報告)

第23条 所属長は、航空機を運用したことによって社会的反響のあったもの等特別なものについては、運用管理者を経て本部長に報告するものとする。

(一部改正〔令和4年本部訓令5号〕)

(警察職員以外の者の搭乗手続)

第24条 本部長は、警察職員以外の者から航空機の運用(搭乗)申請があった場合は、その内容を第16条第1項に準じて審査し、必要があると認めるときは運用(搭乗)させることができる。

2 前項の申請は、航空機運用(搭乗)承認申請書(別記様式第5号)及び誓約書(別記様式第6号)を添えて、関係所属長を経由の上、本部長に提出して行うものとする。この場合において、当該申請は、緊急を要する場合を除き、航空機を運用する日の7日前までに行わなければならない。

3 第1項の承認は、航空機運用(搭乗)承認書を当該申請者に交付して行うものとする。ただし、緊急を要する場合で、本部長がその必要がないと認めたときは、この限りでない。

4 第1項の承認を受けた者は、あらかじめ、運用管理者及び運航責任者と十分な連絡調整を行わなければならない。

(一部改正〔令和4年本部訓令5号〕)

(通信機能の活用)

第25条 機長は、飛行に当たっては、常に航空無線局及び警察無線局を開局し、随時位置通報を行うとともに、航空基地並びに通信指令課及び警察署通信室の機能を十分活用するほか、警ら用無線自動車、警察用船舶等との連携を図るものとする。

第3章 点検整備

(点検整備)

第26条 航空隊長は、規則第21条の規定により、航空機の各種整備を機長及び整備士に実施させ、機能の保持に努めなければならない。

(臨時点検)

第27条 航空隊長は、前条に定める点検のほか、航空機の運航の安全を確保する上で必要と認めるときは、速やかに臨時点検を行わなければならない。

(点検整備結果報告)

第28条 航空隊長は、運用管理者に対し、点検整備の結果について報告するものとする。

第4章 事故発生時の措置

(機長の措置)

第29条 機長は、飛行中において搭乗者の急病、航空機の故障、気象の急変等航空機に危険が生じ、又は生じるおそれがあると認めるときは、人命の安全を図るため必要な措置を講じるとともに、直ちに警察無線局等に事態の状況を即報しなければならない。

2 機長は、航空機事故(規則第2条第4号に規定する事故をいう。)が発生した場合には、速やかに次に掲げる事項を本部長に報告しなければならない。

- (1) 航空機の登録記号及び型式
- (2) 機長の氏名
- (3) 事故の概要
- (4) 搭乗者及び機体の状況
- (5) 人の死傷又は物件の損壊状況
- (6) その他必要と認める事項

(一部改正〔令和4年本部訓令5号〕)

(救助活動等)

第30条 運用管理者は、航空機事故の発生を認知したときは、事故現場を管轄する署長に対し、直ちに搭乗者等の救助、事故現場の保存その他必要な措置を講じることがを要請し、その状況を本部長に報告しなければならない。

(一部改正〔令和4年本部訓令5号〕)

(事故調査委員会)

第31条 本部長は、航空機事故が発生した場合で必要があると認めるときは、航空機事故調査委員会を設置することができる。

2 航空機事故調査委員会は、本部長が指名又は委嘱する委員をもって構成する。

第5章 雑則

(備付簿冊)

第32条 運用管理者は、航空機の運用及び整備等の状況を明らかにするため、航空隊業務日誌(別記様式第7号)を備え付けるものとする。

(一部改正〔令和4年本部訓令5号〕)

附 則

この訓令は、平成5年11月1日から施行する。

附 則(平成30年3月12日本部訓令第5号)

この訓令は、平成30年3月20日から施行する。

附 則(令和3年8月31日本部訓令第11号)

1 この訓令は、令和3年9月1日から施行する。

2 この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の様式による用紙については、当分の間、使用することができる。

附 則(令和4年3月8日本部訓令第5号)

この訓令は、令和4年3月22日から施行する。

別表(第21条関係)

(一部改正〔令和4年本部訓令5号〕)

航空機搭乗者心得	
搭乗前	<ul style="list-style-type: none">○ 機長と飛行に関する打合せを十分に行うこと。○ 搭乗準備は、離陸20分前までに完了すること。○ みだりに航空機に触れないこと。○ 機体から15メートル以内では、火気を使用しないこと。○ 携行品のある場合は、あらかじめ機長に申し出ること。○ 可燃性物質その他の危険物を機内に持ち込まないこと。○ 高血圧、風邪等で体に異常がある場合は、あらかじめ機長に申し出ること。○ 用便は、必ず済ませておくこと。

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 不用意に機体に近づかないこと。 ○ 係員の指示に従って行動すること。 ○ 頭上の回転翼（主ローター）及び尾部ローターに注意すること。
搭乗中	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自分の体に合わせて、ベルトを調整すること。 ○ みだりに機長に話しかけないこと。 ○ 機長の許可なく座席から動かないこと。 ○ 無線通信は、機長の許可を得て行うこと。 ○ 機体や装備品には、みだりに手を触れないこと。 ○ 機外には、絶対に物を捨てないこと。 ○ 機体の姿勢に逆らわないこと。 ○ 飛行中酔ったり、体に不調が生じたときは、速やかに機長に申し出ること。 ○ 機長の指示によって降りる準備をすること。
降機時	<ul style="list-style-type: none"> ○ 忘れ物がないかどうか確認すること。 ○ 機長の許可なく、ドアを開いたり、降りたりしないこと。 ○ 降りるときは、係員の指示に従って機体から離れること。

別記様式第1号(第13条関係)

第 年 月 日			
山形県警察本部長 殿			
所 属 長			
年間航空機運用要請書			
月 日	運 用 内 容	飛 行 区 域	飛 行 時 間
<p>注</p> <p>(1) 運用内容欄には、行事名、予想される航空機の任務等を記載すること。</p> <p>(2) 飛行区域欄には、離陸から着陸までの主たる経路を記載すること。</p>			

別記様式第2号(第14条関係)

第 年 月 日	
山形県警察本部長 殿	
所属長	
月間航空機運用要請書(月分)	
運用目的	
日 時 (予備日)	
飛行区域 又は 飛行経路	
運用の内容 又は 運用の方法	
搭乗者 階級 氏名	
離着陸場所	
担当者氏名 電話番号	

別記様式第3号(第14条関係)

月間航空機運用計画書 (年 月)

主要活動等	運航日数等	稼働日数	運航日数	日	日
		非稼働日数	待機日数	日	
			定期整備日数	日	
			委託・特別整備日数	日	
		部品待ち日数	日		

日(曜)	運用目的(任務)	運用時間帯	飛行区域	所属(署)	備考
1 ()					
2 ()					
3 ()					
4 ()					
5 ()					
6 ()					
7 ()					
8 ()					
9 ()					
10 ()					
11 ()					
12 ()					
13 ()					
14 ()					
15 ()					
16 ()					
17 ()					
18 ()					
20 ()					
21 ()					
22 ()					
24 ()					
25 ()					
26 ()					
27 ()					
28 ()					
29 ()					
30 ()					
31 ()					

運用区分	警 備					警ら活動		特 別 活 動				警 察 業 務 の 支 援 活 動						合計
	災害 警備	警備 実施	事件 捜査	警備 訓練	その 他	警ら	訓練	緊急 配備	初動 措置	救難 活動	自隊 用務	総務 警務	生活 安全	刑事	交通	応援 派遣	その 他	
回数																		
時間																		

別記様式第4号(第19条関係)

飛行記録及び無線業務日誌

No. _____

国籍及び登録記号JA _____

年 月 日 ()

回	機長	副操縦士	同乗者	飛行目的	出発地	目的地	離陸時刻	着陸時刻	飛行時間
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
前日までの合計時間				前回	時間点検		本日飛行時間合計		
本日までの合計時間				次回	時間点検		次回時間点検までの残時間		
使用無線局							無線局の使用状況		
周波数									
同乗者					同乗者				
所属	氏名	搭乗開始	搭乗終了	搭乗時間	所属	氏名	搭乗開始	搭乗終了	搭乗時間
特 殊 な 飛 行									
飛行内容		開始時刻	終了時刻	飛行時間					

年 月 日

山形県警察本部長 殿

住 所

氏 名

誓 約 書

わたくしは、この度、貴警察本部の航空機への搭乗に当たり、下記のことを誓約いたします。

記

- 1 使用目的以外の要求はいたしません。
- 2 搭乗に当たっては、機長及び担当係員の指示に従って行動します。
- 3 事故による損害については、当方において処理し、貴本部に対して損害賠償等の要求はいたしません。

航空隊業務日誌

年 月 日()

人員状況	現 況				勤 務 状 況							
	飛行係	整備係	管理係	計	勤務	出張	休暇等					
運用目的					飛行時間	本日計	月累計	年度累計				
運 用 状 況	区分	警 備					警 ら 活 動			特 別 活 動		
		災害 警備	警備 実施	事件 捜査	警備 訓練	その他	小計	警ら	訓練	小計	緊急 配備	初動 措置
	回数											
	時間											
	月回											
	月時											
	年回											
運 用 状 況	区分	特 別 活 動			警 察 業 務 の 支 援 活 動							合計
		救難 活動	自隊 用務	小計	総務 警務	生活 安全	刑事	交通	応援 派遣	その他	小計	
	回数											
	時間											
	月回											
	月時											
	年回											
年時												
整備・ 機材状況												
来訪者												
記事												

別記様式第1号（第13条関係）

別記様式第2号（第14条関係）

別記様式第3号（第14条関係）

（全部改正〔令和4年本部訓令5号〕）

別記様式第4号（第19条関係）

（全部改正〔令和4年本部訓令5号〕）

別記様式第5号（第24条関係）

（一部改正〔令和3年本部訓令11号・4年5号〕）

別記様式第6号（第24条関係）

（一部改正〔令和3年本部訓令11号・4年5号〕）

別記様式第7号（第32条関係）

（全部改正〔令和4年本部訓令5号〕）